

飯能市、西武ガス株式会社及び東京ガス株式会社の
カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定書

飯能市（以下「甲」という。）、西武ガス株式会社（以下「乙」という。）及び東京ガス株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、カーボンニュートラルのまちづくりを実現するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 「カーボンニュートラルシティ」の実現に向けた取組に関する事項
- (2) エネルギーの地産地消に関する事項
- (3) 低炭素エネルギーの調達や公共施設等への提供に関する事項
- (4) エネルギーデータの活用等によるエネルギー最適化に関する事項
- (5) 地域の防災機能強化などレジリエンス強化に関する事項
- (6) 地域の目線で新しい価値や営みを創る価値共創に関する事項
- (7) 学校等における環境エネルギー教育や食育等を通じた啓発活動に関する事項
- (8) 西川材（森林認証材）による地域資源の好循環サイクル実現に関する事項
- (9) 各種取組における専門的人材の支援強化に関する事項
- (10) 飯能市の魅力等の情報発信に関する事項
- (11) その他、飯能市民のサービス向上に関する事項

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙丙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

（協定の見直し）

第2条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙が本協定の延長に合意した場合には、書面により本協定の期間を延長することができるものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中か有効期間満了後かを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の解決）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙丙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月10日

甲 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

飯能市

飯能市長 新井 重治



乙 埼玉県飯能市大字双柳373番地15

西武ガス株式会社

代表取締役社長



丙 東京都港区海岸1丁目5番地20号

東京ガス株式会社

代表執行役社長

